

# 令和8年度【まなび塾（通塾型・訪問型）】申込のご案内

「まなび塾」では、一人ひとりの力に合わせ、基礎学力の定着・向上を目指します。  
この事業は委託により実施します。

【申込方法】別紙「参加申込書兼同意書」「質問票」を記入のうえ、収入のある世帯全員の令和7年分源泉徴収票や確定申告内容確認票（給与・事業収入が無い場合は令和7年度課税（非課税）証明書）など、収入が記載されている証明書（生活保護受給世帯は受給証明書の写し）を同封して、郵送または直接窓口まで提出してください。

※上記でいう世帯とは同居するご家族全員のことを指し、各々の収入証明（年金収入含む）の提出が必要です。

※必要に応じて別途書類のご提出をお願いする場合があります。

【提出先】〒136-0072 江東区大島4-5-1（総合区民センター1F）  
江東区保護第二課 自立支援担当 宛て

【提出期限】令和8年3月3日（火）必着

※提出書類に不足がある場合は受付が出来ませんのでご注意ください。

【期間】令和8年5月～令和9年3月

【対象】新小学4年生～新高校3年生（訪問型は新中学3年生まで）

【会場】通塾型：以下①②③④いずれか希望の会場をお選びください

①東陽町教室：江東区文化センター（毎週木曜日）

②豊洲教室：豊洲文化センター（毎週木曜日）

③西大島教室：総合区民センター（毎週金曜日）

④砂町教室：砂町文化センター（毎週金曜日）

訪問型：⑤受講者の自宅

【時間】通塾型：4会場ともに 小学生クラス：16時00分～18時00分

中学生クラス：18時30分～20時30分

訪問型：1回あたり 120分

【受講回数】通塾型：全50回（夏期・冬期講習含む）

訪問型：全44回

【受講科目】小学生：国語、算数、英語のうち1～2教科を選択

中高生：国語、数学、英語（理科、社会）のうち1～2教科を選択

【定員】通塾型：小学生クラス 40名 / 中高生クラス 100名

訪問型：30名

### 【申込要件】

次の(1)から(6)全てに該当していること

- (1) 申込時点で江東区に住民登録されていること
- (2) 下表に掲げる世帯収入基準を超えていないこと
  - ア 給与収入・年金収入がある方：表1
  - イ 事業所得等がある方：表2

《表1》総収入 / 給与収入と年金収入のみの世帯（年間）

	2人	3人	4人	5人	6人
一般	-	3,493,000円	4,037,000円	4,613,000円	5,206,000円
ひとり親	3,153,000円	3,958,000円	4,613,000円	5,048,000円	5,654,000円

《表2》合計所得金額 / 事業所得等（年間）

	2人	3人	4人	5人	6人
一般	-	2,256,000円	2,665,000円	3,126,000円	3,600,000円
ひとり親	2,019,000円	2,977,000円	3,126,000円	3,474,000円	3,959,000円

- (3) 保護者を含めた面談を受けられること
- (4) 必ず授業に出席出来ること（単発の学校行事及び体調不良の場合を除く）  
※部活動・習い事（他塾への通塾含む）等による遅刻・欠席は認められません。
- (5) 訪問型は、引きこもりや本人の特性により通塾型への参加が難しいこと  
※会場までの距離や曜日により通塾できない等の理由は認められません。
- (6) 訪問型は、受講時に保護者が在宅していること

### 【注意事項】

- (1) 令和7年度から引き続き参加を希望する方も、改めて申込が必要です。
- (2) 同一世帯員に参加者が2名以上いる場合、参加者ごとに申込書・質問票の提出が必要となります（収入が記載されている証明書は省略可）。
- (3) 保護者を含めた面談を4月中旬頃に実施しますので、必ずご出席ください。  
欠席の場合、塾への参加はできません。面談では参加希望者の日常の様子や家庭環境などを伺います。
- (4) 参加決定の通知は4月下旬以降を予定しています。申込者数が定員を上回った場合は、抽選のうえ参加者を決定します。

- (5) 提出書類に不備等がある場合、申込書に記載いただいた電話番号にご連絡することがあります。
- (6) 収入証明書類として「令和7年分源泉徴収票」を提出される方について、所属する事業所に要請してもなお当該書類の提出が申込期限に間に合わない場合は、前年のものをご提出いただき、【申込要件】(2)の収入基準について確認します。当該基準を満たしている場合は一旦申込を受理しますが、後ほど正しい源泉徴収票をご提出ください。そこで基準額の超過が確認された場合、申込は取消しとなります。
- (7) 収入証明書類として「令和7年分確定申告内容確認票」を提出される方について、確認票作成が申込期限に間に合わない場合は、前年のものをご提出いただき、【申込要件】(2)の収入基準について確認します。当該基準を満たしている場合は一旦申込を受理しますが、申告完了後に正しい確認票をご提出ください。そこで基準額の超過が確認された場合、申込は取消しとなります。

**【問い合わせ先】**

〒136-0072 江東区大島 4-5-1 (総合区民センター1F)

江東区保護第二課 自立支援担当 TEL：03-3683-2435 (直通) FAX：03-3683-3722